

認定看護師・特定行為研修等支援事業補助金交付要綱(沖縄県地域医療介護総合確保基金事業)

令和元年8月1日制定

改正 令和6年6月28日

改正 令和7年3月27日

(最終改正) 令和8年3月31日

(通則)

第1条 知事は、認定看護師及び特定行為研修修了看護師並びにアドバンス助産師（以下「認定看護師等」という。）の育成を図るため、認定看護師等の育成等に関する事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **病院等** 看護師等の人材確保の推進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。
- (2) **認定看護師教育課程** 認定看護師の育成を目的とした次の教育機関における認定看護分野ごとの認定看護師教育課程をいう。
 - ア 公益社団法人日本看護協会が、日本看護協会認定看護師規程第11条の規定に基づき認定した認定看護師教育機関
 - イ 一般社団法人日本精神科看護協会が、日本精神科看護協会精神科認定看護師制度設置規則第6条の規定に基づいて選定した精神科認定看護師教育機関
- (3) **特定行為研修** 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関による研修をいう。
- (4) **特定行為研修指導者講習会** 厚生労働省より看護師の特定行為に係る指導者育成事業の実施団体として選定を受けた団体が実施する特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会をいう。
- (5) **アドバンス助産師認証** 一般財団法人日本助産評価機構が助産師について、助産実践能力習熟段階レベルⅢに達していることを評価し認証するもの。
- (6) **離島** 沖縄県の島しょ中、沖縄本島以外の島をいう。ただし、沖縄本島と埋め立て、海中道路又は架橋により連結された島しょについては沖縄本島に含める。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象となる期間は、別表に定める補助事業（県内の認定看護師教育課程の開講事業（以下「認定看護師の開講事業」という。）及びアドバンス助産師認証取得支援事業を除く。）で派遣する認定看護師教育課程、特定行為研修及び特定行為研修指導者講習会（以下「研修等」という。）の開講から終了までの期間とし、研修等の終了日が属する年度を当該補助事業の所属年度とする。

- 2 認定看護師の開講事業については、原則、準備期間と開講から終了までの期間（以下「開講期間」という。）を同一の会計年度とする。ただし、準備期間を、開講期間の前年度又は前々年度から設ける必要があり、知事が認めた場合に限り、開講期間の前年度又は前々年度を準備期間の補助対象期間とすることができるものとする。
- 3 アドバンス助産師認証取得支援事業については、新規、更新及び再認証それぞれの申請要件のうち「必須研修」及び「学術集会参加」の有効期間を補助対象期間とし、認証の申請日が属する年度を当該補助事業の所属年度とする。

(補助額の算出方法)

第5条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表に定める補助事業の各区分ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の

額に別表に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(届出)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（認定看護師の開講事業及びアドバンス助産師認証取得支援事業の補助金の交付を受けようとする補助対象者を除く。）は、研修等の開講日が属する年度の知事が定める日までに、認定看護師の開講事業の補助金の交付を受けようとする補助対象者は、各事業年度の知事が定める日までに、アドバンス助産師認証取得支援事業については、認証の申請日が属する年度の知事が定める日までに、実施計画書（様式1）を知事に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、知事が別に定める日までに、交付申請書（様式2）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式3）により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。
- (6) 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更の承認)

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更承認申請書（様式4）に別に定める書類を添えて、又は事業中止（廃止）承認申請書（様式5）に中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書（様式6）により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助金の交付決定のあった年度の3月31日までに、事業実績報告書（様式7）及び関係書類を知事に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年度予算から適用する。

(経過措置)

2 平成30年度中に着手し、かつ令和元年度において継続している補助事業（認定看護師の開講事業を除く。）に係る第6条の届出については、施行日から10日以内に届け出なければならないものとする。

(施行期日)

3 この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

5 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象者	補助基準額	補助対象経費	補助率
アドバンス助産師認証取得支援事業 所属助産師にアドバンス助産師認証を取得（新規・更新・再認証）させることを目的にその費用の全部または一部を負担する事業	看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する県内病院等	アドバンス助産師認証取得（新規・更新・再認証）1人あたり 120千円	アドバンス助産師認証取得（新規・更新・再認証）に要する次の経費 ・申請料うち審査料（会費は除く） ・研修受講料 ・学術集会参加費・負担金（旅費は含まない）	2分の1